

下する水面付近に人がいないことを確認すること。

四 ブイの上における作業は、危険のおそれがある場合は、その作業の経験を有する者に行なわせること。

五 けい留作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

六 揚びょう機若しくはけい船用機械の作動又はびょう鎖若しくは索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

七 作業の指揮を行なう者とびょう鎖庫内でびょう鎖繰りの作業に従事している者又はブイ若しくは陸岸でけい留作業に従事している者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

(漁ろう作業)

第57条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業を開始する前に、作業に使用する機械、漁具その他の設備及び用具を点検すること。

二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

三 前号に規定する作業を行わせる場合は、作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

四 第2号に規定する作業を行わせる場合は、作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意すること。

五 釣ざおを使用して漁ろう作業を行わせる場合は、当該作業に従事する者に保護帽を使用させること。

六 前号に規定する作業を行わせる場合であつて釣針の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護面その他の必要な保護具を使用させること。

七 漁具を海中へ送り出し、又は巻き込む作業に従事する者にゴム長靴その他の必要な保護具を使用させること。

八 送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄らせないこと。

九 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

十 刃物、釣針その他の危険な用具は、みだりに放置しないこと。

十一 甲板上の魚の血のりを適宜清掃する等甲板を滑らない状態に保持すること。

2 第51条第2項の規定は、前項第2号の作業を行う場合に準用する。

(感電のおそれのある作業)

第58条 船舶所有者は、感電のおそれのある作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業に従事する者に絶縁用のゴム手袋、ゴム長ぐつその他の必要な保護具を使用させること。
- 二 作業箇所へ通ずる電路をしゃ断し、しゃ断した箇所に当該作業箇所への通電を禁止する旨を表示すること。ただし、当該電路をしゃ断することにより当該作業が著しく困難となる場合は、この限りでない。
- 三 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合にすみやかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

(さび落とし作業及び工作機械を使用する作業)

第59条 船舶所有者は、さび落とし作業又は工作機械を使用する作業を行なわせる場合であって金くず等の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護眼鏡その他の必要な保護具を使用させなければならない。

(粉じんを発散する場所で行なう作業)

第60条 船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行なわせる場合は、換気若しくは散水を行ない、又は作業に従事する者に防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他の必要な保護具若しくは塗布剤を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

(高温状態で熱射又は日射を受けて行なう作業)

第61条 船舶所有者は、ボイラーをたく作業、炎天下において甲板上で行なう作業等高温状態において熱射又は日射を受ける作業を行なわせる場合は、天幕その他のしゃへい物の設置、保護帽、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等熱射又は日射による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

(水又は湿潤な空気にさらされて行なう作業)

第62条 船舶所有者は、タンク内の水洗作業等身体の全部又は一部が水又は著しく湿った空気に長時間さらされる作業を行なわせる場合は、保護帽、防水衣、防水手袋、長ぐつ等脱温又は皮膚の湿潤による障害から防護するために必要な保護具を使用させなければならない。ただし、温度が高い場所で当該作業を行なわせる場合は、この限りでない。

(低温状態で行なう作業)

第63条 船舶所有者は、寒冷地域における甲板上の作業、冷凍庫内における作業等低温状態における作業を行なわせる場合は、防寒帽、防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

(騒音又は振動の激しい作業)

第64条 船舶所有者は、高速機械の運転、動力さび落とし機を使用する作業等騒音又は振動の激しい作業を行なわせる場合は、耳せん、保護手袋等騒音又は振動による障害から防護するために必要な保護具の使用、緩衝措置等必要な措置を講じなければならない。

(倉口開閉作業)

第65条 船舶所有者は、倉口の開閉作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に保護帽及びすべり止めのついた保護靴を使用させるとともに、作業場所の下方への立入を制限しなければならない。

2 第51条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

(船倉内作業)

第66条 船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業を行っている層より下層の船倉内の場所であつて、人又は物が落下するおそれのある場所への立入りを制限すること。ただし、防網、防布等人又は物の落下を防止するための設備が設けられている場合は、この限りでない。

三 床面から2メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させる場合は、この限りでない。

四 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があつた場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

2 第51条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

(機械類の修理作業)

第67条 船舶所有者は、動力機関その他の機械類の修理又は部品の取替えの作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業に従事する者に危害を及ぼすおそれがある場合は、修理部分、取替え部分その他の部分を動力源からしゃ断する等適当な安全措置を講ずること。

三 作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

(着氷除去作業)

第68条 船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させること。

三 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助のため必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

2 第51条第2項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(引火性液体類等に係る作業)

第69条 船舶所有者は、引火性液体類等の荷役その他の移動作業又は引火性液体類等を積載していた船倉、タンクその他の密閉された区画（以下この条において「船倉等」という。）の蒸気を抜く作業、清掃作業、修理作業その他の作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業を開始する前に、気象、海象等の状況が作業の安全な遂行に支障のないものであることを確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させること。

二 船内における火気の使用及び喫煙を禁止すること。ただし、船長がこれらの行為を特に必要と認め、危険を防止するため十分な措置を講じて指定した場所については、この限りでない。

三 とびら、船窓、倉口等の開口部（船長が蒸気が船内へ流入するおそれがないと認めて開放を許可した開口部を除く。）を閉鎖し、かつ、蒸気が船内へ流入することを防止するため通風装置を調節すること。

四 油面測定口その他の船倉等の開口部に取り付けられた防火金網が有効な状態であることを確認すること。

五 作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

六 作業に使用した布ぎれ、おがくずその他の燃えやすい物は、みだりに放置しないこと。

七 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

2 船舶所有者は、前項に規定する作業のうち荷役その他の移動作業を行わせる場合は、同項各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 油量等を測定する場合を除き、蒸気が船倉等の内部から甲板上にみだりに流出することを防止するための措置を講ずること。

二 引火性液体類等が船倉等の内部から流出することを防止するための措置を講ずること。

三 貨物油ポンプの運転中は、当該ポンプの可動部分の過熱の有無、当該ポンプの設置されている場所の換気の状態等を監視し、危険を防止するための措置を講ずること。

3 船舶所有者は、第1項に規定する作業のうち船倉等の蒸気を抜く作業、清掃作業、修理作業その他の作業を行わせる場合は、同項各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 船倉等の内部において作業を開始する前に、当該船倉等に通ずる管の弁を閉鎖する等蒸気が船倉等の内部に流入することを防止するための措置を講ず

ること。

- 二 船倉等の内部において作業を開始する前に、及びその作業中適宜、当該船倉等の内部の蒸気の量について検知を行い、爆発又は火災のおそれがあると認められた場合は、換気するとともに、安全性の確認が得られるまでは、作業を開始させず、又は中止させること。
- 三 作業に従事する者の服装は、皮膚の露出部分が少ないもの等皮膚障害を起こすおそれのないものとする。
- 四 作業場所においては、次号に規定する場合を除き、火花を発生し、又は高温となって点火源となるおそれのある機械、工具、衣服、靴等（次号において「機械等」という。）を使用しないこと。
- 五 修理作業等のためやむを得ず前号に規定する機械等を使用する場合は、作業場所の付近における引火性液体類等の残渣を除去する等爆発又は火災を防止するための十分な措置を講ずること。
- 六 作業用具その他の物が船倉等の内部に落下することを防止する措置を講ずること。
- 七 作業場所の付近に、適当な消火器具、命綱及び呼吸具を用意すること。
- 八 船倉等の内部において作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。
- 九 船倉等の内部において作業を行った場合は、船倉等の内部について残留物の有無等を点検すること。

（連続作業時間の制限等）

第70条 船舶所有者は、急速冷凍方式による冷凍庫内における作業その他告示で定める作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者の連続作業時間を2時間以内に制限しなければならない。

- 2 船舶所有者は、第61条から第64条までの作業、第68条の作業又は前項の作業を行なわせる場合は、気温、作業強度、作業に従事する者の疲労度、障害のおそれの程度等に応じて、当該作業に従事する者に十分な休息を与えるための措置を講じなければならない。

第4章 特殊危害防止基準

（貨物の消毒のためのくん蒸）

第71条 船舶所有者は、船内において、貨物の消毒のため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なってはならない。ただし、陸上におけるくん蒸のための施設の利用が著しく困難である等やむを得ない事由がある場合であって、次に掲げる措置を講じて船員以外の者に行なわせるときは、この限りでない。

- 一 くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。
- 二 陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。
- 三 作業を開始する前に、船長が保安のため必要と認める船員（以下「保安要員」という。）以外の船員を退船させること。

四 保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。

五 作業の終了後、第3号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。

六 身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

2 船舶所有者は、緊急を要する場合その他前項の規定により難い特別の事由がある場合であつて、国土交通大臣が指定する薬品以外の薬品を使用し、かつ、次に掲げる措置を講ずるときは、同項の規定にかかわらず、船員にくん蒸を行なわせることができる。

一 くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。

二 陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。

三 作業に従事する者に呼吸具、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。

四 作業を開始する前に、作業に従事する者及び保安要員以外の船員を退船させること。ただし、船員をくん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所に退避させる場合は、この限りでない。

五 作業に従事する者及び保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。

六 くん蒸を行なう区画のとびら、通風口等を閉鎖するほか、必要に応じ、くん蒸に使用する薬品が当該区画の外部に漏れることによる危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

七 作業の開始時から次号の規定により安全性を確認するまでの間、くん蒸を行なっている区画のとびら、逸散口及びそれらの附近の見やすい場所に、それらの場所に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。

八 作業の終了後、第4号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。同号ただし書の規定により退避させた船員を当該退避場所から移動させる場合も、同様とする。

九 身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

(ねずみ族及び虫類の駆除のためのくん蒸)

第72条 船舶所有者は、ねずみ族又は虫類を駆除するため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なわせる場合は、前条第1項各号に掲げる措置(船員にくん蒸を行なわせる場合は、同条第2項各号に掲げる措置)を講じなければならない。

(4アルキル鉛を積載している場合の措置)

第73条 船舶所有者は、4アルキル鉛(4メチル鉛、4エチル鉛、1メチル・

3 エチル鉛、2 メチル・2 エチル鉛及び3 メチル・1 エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。) を積載している場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 4 アルキル鉛の毒性その他危害の防止のため必要な事項を船員に周知させるとともに、みだりに積付場所に近寄らせないこと。

二 漏洩等の異常がないかどうかを定期的に巡視するほか、荒天遭遇後その他動揺、衝撃等により漏洩等のおそれがある場合は、その都度巡視すること。

三 4 アルキル鉛が漏洩した場合は、ただちに船員を当該場所から退避させ、第6号の規定により安全性の確認が得られるまでは、次号の作業に従事する者以外の者を当該場所に近寄らせないこと。

四 漏洩防止作業、ドラム罐等投棄作業、汚染除去作業又は検知作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者に有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護帽、保護手袋、保護前掛け及び保護靴並びにその他の必要な保護具を使用させること。

五 汚染除去作業は、汚染した物又は箇所を5パーセント過マンガン酸カリ溶液等を用いて十分除毒した後、水洗することにより行なわせること。

六 汚染除去作業の終了後、当該場所における4アルキル鉛の量について検知を行ない、安全性を確認すること。

七 汚染した物又は箇所について有効な除毒方法がない場合は、当該汚染した物を4アルキル鉛が漏洩するおそれのない容器に密封し、又は海中投棄その他の方法により廃棄すること。ただし、当該汚染した箇所の存する区画を閉鎖する等により、第4号の保護具を使用しない船員を当該汚染した箇所に近寄らせないための措置を講じた場合は、この限りでない。

八 第4号の作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合は、ただちに作業を中止させ、同号の保護具に異常がないかどうかを点検する等により安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。

九 第4号の作業に従事した者に、作業の終了後ただちに洗身をさせるとともに、すみやかに医師による健康検査を受けさせること。

十 4アルキル鉛を身体に附着させた者、その蒸気を吸入したおそれのある者その他身体の異常を訴えた者には、ただちに適当な救急措置を講ずるとともに、すみやかに医師による診断を受けさせ、その後2週間、医師の監視下におくこと。

十一 汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませないこと。

第5章 年少船員の就業制限

(年少船員の就業制限)

第74条 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を、次の各号に掲げる作業に従事させてはならない。

一 腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業

- 二 有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装剥離の作業
- 三 推進機関用ボイラーに使用する石炭を運び又はこれをたく作業
- 四 動力さび落とし機を使用する作業
- 五 炎天下において、直接日射をうけて長時間行なう作業
- 六 寒冷な場所において、直接外気にさらされて長時間行なう作業
- 七 冷凍庫内において長時間行なう作業
- 八 水中において、船体又は推進器を検査し、又は修理する作業
- 九 タンク又はボイラーの内部において、身体の全部又は相当部分を水にさらされて行なう水洗作業
- 十 じんあい又は粉末の飛散する場所において長時間行なう作業
- 十一 1人につき30キログラム以上の重量が負荷される運搬又は持ち上げる作業
- 十二 アルファ線、ベータ線、中性子線、エックス線その他の有害な放射線を受けるおそれがある作業

第6章 女子船員の就業制限

(妊産婦の就業制限)

- 第75条 船舶所有者は、妊娠中の女子の船員を、第28条第1項第1号から第11号まで、第12号（危険物の状態を検知する作業に係る部分を除く。）、第13号及び第15号に掲げる作業及び同条第2項に規定する作業並びに前条第1号から第9号まで及び第11号に掲げる作業に従事させてはならない。
- 2 船舶所有者は、出産後1年以内の女子の船員を、第28条第1項第1号から第9号まで、第11号、第12号（人体に有害な気体を検知する作業に係る部分に限る。）及び第15号に掲げる作業及び同条第2項に規定する作業並びに前条第1号から第9号まで及び第11号に掲げる作業に従事させてはならない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

- 第76条 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を、第28条第1項第12号（人体に有害な気体を検知する作業に係る部分に限る。）並びに第74条第1号、第2号及び第11号に掲げる作業に従事させてはならない。

第7章 登録安全担当者講習実施機関

(安全担当者講習の登録)

- 第77条 第3条第2項第1号の登録は、登録安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。
- 2 第3条第2項第1号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 登録を受けようとする者が登録安全担当者講習の実施に関する事務（以下

「登録安全担当者講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

- 三 登録を受けようとする者が登録安全担当者講習事務を開始する日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
 - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 - 三 講師の氏名及び経歴を記載した書類
 - 四 講師が、別表第2に該当する者であることを証する書類
 - 五 登録を受けようとする者が、次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第78条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務
 - ロ タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発
 - ハ タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術
 - ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質
 - ホ 検知器具及び保護具の取扱方法
 - へ 災害防止対策
 - ト 海上汚染防止対策
 - チ 船員法 その他船員の安全及び衛生に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、別表第2の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一 船員法第81条(船内作業による危害の防止に係る場合に限る。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第88条の規定により第3条第2項第1号の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録安全担当者講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 第3条第2項第1号の登録は、登録安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項

を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録安全担当者講習を行う者（以下「登録安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を開始する日
(登録の更新)

第79条 第3条第2項第1号の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第80条 登録安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第78条第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録安全担当者講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義により行われるものであること。
- 二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習科目	時間数
一 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務	3時間
二 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発	2時間
三 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	2時間
四 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	2時間
五 検知器具及び保護具の取扱方法	1時間
六 災害防止対策	2時間
七 海上汚染防止対策	2時間
八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	2時間

三 安全担当者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第78条第1項第2号に該当する者に行わせること。

(登録事項の変更の届出)

第81条 登録安全担当者講習実施機関は、第78条第3項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(登録安全担当者講習事務規程)

第82条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録安全担当者講習の受講の申請に関する事項
- 二 登録安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- 三 登録安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項
- 四 登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 五 第80条第3号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
- 六 登録安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 七 不正受講者の処分に関する事項
- 八 その他登録安全担当者講習事務に関し必要な事項

(登録安全担当者講習事務の休廃止)

第83条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録安全担当者講習事務を休止しようとする期間
- 五 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第84条 登録安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置かななければならない。

2 登録安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録

に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第85条 前条第2項第4号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第86条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習が第78条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第87条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が第80条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第88条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項第1号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第78条第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

二 第81条から第83条まで、第84条第1項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第84条第2項の規定による請求を拒んだとき。

四 前2条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第3条第2項第1号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第89条 登録安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録安全担当者講習の終了後2年間保存しなければならない。

- 一 登録安全担当者講習の受講料の収納に関する事項
 - 二 登録安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項
 - 三 登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 四 その他登録安全担当者講習の実施状況に関する事項
- 2 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録安全担当者講習の終了後2年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第90条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第91条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第3条第2項第1号の登録をしたとき。
- 二 第81条の規定による届出があったとき。
- 三 第83条の規定による届出があったとき。
- 四 第88条の規定により第3条第2項第1号の登録を取り消し又は業務の停止を命じたとき。

第8章 登録危険作業講習実施機関

(危険作業講習の登録)

第92条 第28条第2項の登録は、登録危険作業講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第28条第2項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が登録危険作業講習の実施に関する事務(以下「登録危険作業講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が行う別表第4の上欄に掲げる講習の区分
- 四 登録を受けようとする者が登録危険作業講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 三 別表第4の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる

機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 講師の氏名及び経歴を記載した書類

五 講師が、別表第4に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第93条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第3の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二 別表第4の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

三 別表第4の中欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 船員法第81条（船内作業による危害の防止に係る場合に限る。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

二 第94条において準用する第88条の規定により第28条第2項の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

三 法人であって、登録危険作業講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 第28条第2項の登録は、登録危険作業講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録危険作業講習を行う者（以下「登録危険作業講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を行う事務所の所在地

四 登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を開始する日

(登録の更新)

第94条 第28条第2項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第95条 登録危険作業講習実施機関は、公正に、かつ、第93条第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録危険作業講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。
 二 講習は、次の表の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

危険作業講習	講習科目	時間数
一 フォークリフトの 運転に関する講習	一 フォークリフトの走行に関する 装置の構造及び取扱いの方法	4 時間
	二 フォークリフトの荷役に関する 装置の構造及び取扱いの方法	4 時間
	三 フォークリフトの運転に必要な 力学	4 時間
	四 船員法その他船員の安全及び衛 生に関する法令	1 時間
	五 フォークリフトの走行の操作	20 時間
	六 フォークリフトの荷役の操作	4 時間
二 ボイラーの取扱い に関する講習	一 ボイラーの構造	2 時間
	二 ボイラーの取扱い	4 時間
	三 点火及び燃焼	3 時間
	四 点検及び異常時の処置	4 時間
	五 船員法その他船員の安全及び衛 生に関する法令	1 時間
三 クレーン、移動式 クレーン、デリック 及び揚貨装置（以下 「クレーン等」とい う。）による玉掛け 作業講習	一 クレーン等について	1 時間
	二 クレーン等の玉掛けに必要な力 学	3 時間
	三 船員法その他船員の安全及び衛 生に関する法令	1 時間
	四 クレーン等の玉掛けの方法	7 時間
	五 クレーン等の玉掛け	6 時間
	六 クレーン等の運転のための合図	1 時間
四 酸素欠乏の予防に 関する講習	一 酸素欠乏症及び旧旧そ生	2 時間
	二 保護具	2 時間
	三 酸素欠乏の発生原因及び防止措 置	3 時間
	四 船員法その他船員の安全及び衛 生に関する法令	2 時間
	五 救急そ生の方法	2 時間
	六 酸素の濃度の測定	1 時間

- 三 危険作業従事者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第93条第1項第3号に該当する者に行わせること。

(準用)

第96条 第81条から第91条までの規定は登録危険作業講習、登録危険作業

講習実施機関及び登録危険作業講習の実施に関する事務について準用する。

別表第1 (第41条関係)

第41条の伝染病

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。) コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 黄熱 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

別表第2 (第78条関係)

講習科目	条件
一 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務	3級海技士 (航海) 若しくは3級海技士 (機関) の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後2年以上船舶職員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
二 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発	
三 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	
四 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	<p>一 3級海技士 (航海) 若しくは3級海技士 (機関) の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後2年以上船舶職員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校を含む。) (以下「大学等」という。) において化学に関する学科を修得して卒業した者で、その後2年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること</p>

<p>五 検知器具及び保護具の取扱方法</p>	<p>一 3級海技士(航海)若しくは3級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後1年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>二 大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後2年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>六 災害防止対策 七 海上汚染防止対策</p>	<p>3級海技士(航海)若しくは3級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後1年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令</p>	<p>一 3級海技士(航海)若しくは3級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後1年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>二 大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後2年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>

別表第3 (第93条関係)

危険作業講習	機械器具その他の設備
<p>一 フォークリフトの運転に関する講習</p>	<p>一 フォークリフト 二 実習用重量物 三 実習用障害物 四 荷役パレット 五 実習施設</p>
<p>二 クレーン等による玉掛け作業講習</p>	<p>一 クレーン 二 実習用重量物 三 ワイヤロープ 四 ワイヤリング</p>

	五 実習施設
三 酸素欠乏の予防に関する講習	一 実習用モデル人形 二 脈拍測定器 三 消毒用アルコール 四 マスク 五 ガーゼ 六 毛布 七 酸素濃度測定器 八 ガス検知器

別表第4 (第93条関係)

危険作業講習	講習科目	条件'
一 フォークリフトの運転に関する講習	一 フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後3年以上自動車の設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有すること。
	二 フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後3年以上フォークリフトの設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有すること。
	三 フォークリフトの運転に必要な力学	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後3年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有すること。
	四 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務の経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すること。
	五 フォークリフトの走行の操作 六 フォークリフトの荷役の操作	学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後1年以上フォークリフトの運転の業務に従事

		した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
二 ボイラーの取扱いに関する講習	一 ボイラーの構造 二 ボイラーの取扱い 三 点火及び燃焼 四 点検及び異常時の処置	特級ボイラー技士免許を有する者であって、その後2年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有するもの若しくは1級ボイラー技士免許を有する者であって、その後5年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	五 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務の経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
三 クレーン等による玉掛け作業講習	一 クレーン等について	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後5年以上クレーン等の設計、工作若しくは検査の業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	二 クレーン等の玉掛けに必要な力学	大学等において力学若しくは応用力学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において力学若しくは応用力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後3年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	三 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	四 クレーン等の玉掛けの方法 五 クレーン等の玉掛け 六 クレーン等の運転のための合図	大学等において力学若しくは応用力学に関する学科を修得して卒業した者で、その後2年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの若しくは高等学校において力学若しくは応用力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後5年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
四 酸素欠乏	一 酸素欠乏症及	大学等において医学を修得して卒業した者

の予防に関する講習	び救急そ生	で、その後2年以上労働衛生に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	二 保護具	大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後2年以上保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	三 酸素欠乏の発生原因及び防止措置	大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後2年以上労働衛生に係る工学に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	四 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後1年以上労働に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	五 救急そ生の方法	大学等において医学を修得して卒業した者で、その後1年以上労働衛生に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	六 酸素の濃度の測定	大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後1年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

備考

- 一 「フォークリフトの運転に関する講習」とは、第28条第1項第3号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 二 「ボイラーの取扱いに関する講習」とは、第28条第1項第6号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 三 「クレーン等による玉掛け作業講習」とは、第28条第1項第7号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 四 「酸素欠乏の予防に関する講習」とは、第28条第1項第12号及び第13号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

8 船員保険法（昭和14年法律第73号）（抄）

① 被保険者

（定義）

第2条 この法律において「被保険者」とは、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。

② 上乗せ規定及び職務上の独自給付

（保険給付の種類）

第29条 この法律による職務外の事由（通勤を除く。以下同じ。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のとおりとする。

（以下略）

2 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付のほか、次のとおりとする。

- 一 休業手当金の支給
- 二 障害年金及び障害手当金の支給
- 三 障害差額一時金の支給
- 四 障害年金差額一時金の支給
- 五 行方不明手当金の支給
- 六 遺族年金の支給
- 七 遺族一時金の支給
- 八 遺族年金差額一時金の支給

（休業手当金）

第85条 休業手当金は、被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けない日について、支給する。

2 休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間（第2号から第4号までに掲げる期間においては、同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。）の区分に応じ、1日につき、当該各号に定める金額とする。

- 一 療養のため労働することができないために報酬を受けない最初の日から療養のため労働することができないために報酬を受けない3日間標準報酬日額の全額
- 二 療養のため労働することができないために報酬を受けない4月以内の期間（前号及び第4号に掲げる期間を除く。）標準報酬日額の100分の40に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に掲げる事業として支給が行われる給付金であって厚生労働省令で定めるものを受けるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）
- 三 療養のため労働することができないために報酬を受けない期間であって、療養を開始した日から起算して1年6月を経過した日以後の期間（第1号及び次号に掲げる期間を除き、労働者災害補償保険法第8条の2第2項第2号に定める額が

標準報酬日額の100分の60に相当する金額より少ない場合に限る。) 標準報酬日額から同号に定める額を控除した額の100分の60に相当する金額

四 療養のため労働することができないために報酬を受けない4月以内の期間であつて、療養を開始した日から起算して1年6月を経過した日以後の期間(第1号に掲げる期間を除き、標準報酬日額が労働者災害補償保険法第8条の2第2項第2号に定める額より多い場合に限る。) 前2号に定める額の合算額

(休業手当金と報酬等との調整)

第86条 前条の規定にかかわらず、被保険者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前条第2項第1号に掲げる期間同号に定める金額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した金額

二 前条第2項第2号に掲げる期間標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した額の100分の40に相当する金額(同一の事由について労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額)

三 前条第2項第3号に掲げる期間(標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第8条の2第2項第2号に定める額より多い場合に限る。) 標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額及び同法第8条の2第2項第2号に定める額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の100分の60に相当する金額

四 前条第2項第4号に掲げる期間 前2号に定める額の合算額

2 休業手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(障害年金及び障害手当金の支給要件)

第87条 被保険者であつた間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、障害年金、傷病補償年金又は傷病年金を受ける者に対し、同法第8条の3第2項において読み替えられた同法第8条の2第2項第2号に定める額(以下「最高限度額」という。)が最終標準報酬日額より少ないときは、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、障害年金を支給する。

2 被保険者であつた間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病が治癒した場合において、労働者災害補償保険法の規定による障害補償一時金又は障害一時金を受ける者に対し、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、一時金として障害手当金を支給する。

3 被保険者又は被保険者であつた者の前2項の規定による障害の程度は、協会が認定する。

(障害年金の額)

第88条 障害年金の額は、最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額に、障害の程度に応じて別表第2に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 障害年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに厚生労働省令で定める障害等級の他の障害等級に該当する障害の程度に至った場合には、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至った障害等級の障害の程度に応じて障害年金又は障害手当金を支給するものとし、その後は、従前の障害年金は、支給しない。

(障害年金の支給停止部分)

第89条 障害年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金が支給されるときは、障害年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(障害手当金の額)

第90条 障害手当金の額は、最終標準報酬月額に、障害の程度に応じて別表第3に定める月数を乗じて得た金額とする。

(障害差額一時金)

第91条 労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）を受ける者が、同法第15条の2同法第22条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により障害補償一時金又は障害一時金を受ける場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて別表第4に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害差額一時金として支給する。

(障害年金差額一時金)

第92条 障害補償年金等の支給を受ける者が死亡した場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて別表第4に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害年金差額一時金としてその遺族に支給する。

(行方不明手当金の支給要件)

第93条 被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が1月未満であるときは、この限りでない。

(行方不明手当金の額)

第94条 行方不明手当金の額は、1日につき、被保険者が行方不明となった当時の標準報酬日額に相当する金額とする。

(行方不明手当金の支給期間)

第95条 行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して3月を限度とする。

(報酬との調整)

第96条 被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合においては、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない。

(遺族年金の支給要件)

第97条 被保険者又は被保険者であった者が、職務上の事由又は通勤により死亡した場合であつて、労働者災害補償保険法の規定により遺族補償年金又は遺族年金(以下「遺族補償年金等」という。)が支給され、かつ、最高限度額が最終標準報酬日額より少ないときは、その遺族に対し、遺族年金を支給する。

(遺族年金の額)

第98条 遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。

- 一 1人 153日(55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、175日)
- 二 2人 201日
- 三 3人 223日
- 四 4人以上 245日

2 遺族年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

(遺族年金の受給権の消滅)

第99条 遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。
- 四 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者との親族関係が終了したとき。
- 五 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(被保険者又は被保険者であった者の死亡の時から引き続き第35条第1項第4号の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
- 六 第35条第1項第4号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であった者の死亡の当時60歳以

上であったときを除く。)

- 2 遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族年金の支給停止等)

第100条 遺族年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

- 2 前項の規定により遺族年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

- 3 第98条第2項の規定は、第1項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第2項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

- 4 遺族年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給されるときは、遺族年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(遺族一時金)

第101条 被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤により死亡した際（その者の死亡の当時に胎児であった子が出生したときは、その出生の際）、遺族年金の支給を受けることができる者がいない場合であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金（以下「遺族補償一時金等」という。）が支給されるときは、最終標準報酬月額 \times 2.7月分に相当する金額を遺族一時金として、その遺族に支給する。

(遺族年金差額一時金)

第102条 遺族補償年金等を受ける者が、遺族補償年金等を受ける権利を失った際、遺族補償年金等の支給を受けることができる者がいない場合において、被保険者又は被保険者であった者の死亡に関し既に支給された遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額の合算額が最終標準報酬月額 \times 3.6月分に相当する額に満たないときは、その差額を遺族年金差額一時金として、被保険者であった者の遺族に支給する。

別表第2（第88条関係）

障害の程度	日数
1 級	313日
2 級	277日
3 級	245日
4 級	213日
5 級	184日
6 級	156日
7 級	131日

別表第3（第90条関係）

障害の程度	月数
1 級	3.2月
2 級	2.0月
3 級	1.9月
4 級	1.6月
5 級	0.8月
6 級	0.6月
7 級	0.1月

別表第4（第91、92条関係）

障害の程度	月数
1 級	4.8月
2 級	4.2月
3 級	3.9月
4 級	3.6月
5 級	3.3月
6 級	3.0月
7 級	2.5月

9 港則法 (昭和23年法律174号) (抄)

(法律の目的)

第1条 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

(港及びその区域)

第2条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

10 港則法施行令 (昭和40年政令第219号) (抄)

(港及びその区域)

第1条 港則法 (以下「法」という。) 第2条の港及びその区域は、別表第1のとおりとする。

11 船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令 (昭和38年政令第54号) (抄)

船員法第1条第2項第3号の政令の定める総トン数30トン未満の漁船は、次の漁船とする。

- 1 推進機関を備える総トン数30トン未満の漁船であつて、専ら次に掲げる漁業に従事するもの
 - イ 漁具を定置して営む漁業
 - ロ 漁業法 (昭和24年法律第267号) 第6条第4項の区画漁業又は同条第5項の共同漁業
- 2 前号に掲げる漁船のほか、次に掲げる推進機関を備える漁船
 - イ 総トン数10トン以上20トン未満の漁船であつて、専ら次に掲げる漁業以外の漁業に従事するもののうち、専ら別表の海面において営む漁業に従事するもの及び海岸から5海里以遠の海面 (別表の海面を除く。) において営む漁業に従事する期間が年間30日未満であると地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。以下同じ。) が認定したもの
 - (1) 漁業法第52条第1項の指定漁業
 - (2) 漁業法第66条第2項の小型さけ・ます流し網漁業
 - (3) 漁業法第66条第2項の中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業であつて、別表の海面以外の海面において営むもの
 - ロ 総トン数10トン未満の漁船であつて、専ら次に掲げる漁業以外の漁業に従事するもの並びに次に掲げる漁業に従事するもの (専ら漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令 (昭和38年政令第6号) 第1項第4号の大中小型まき網漁業に従事する漁船の附属漁船及び総トン数10トン以上の漁船であつて専ら漁業法第66条第2項の中型まき網漁業 (総トン数20トン未満の漁船にあつては、別表の海面以外の海面において営むものに限る。) に従事するものの附属漁船を除く。) のうち、専ら別表の海面において営む漁業に従事するもの及び海岸から5海里以遠の海面 (別表の海面を除く。) にお

いて営む漁業に従事する期間が年間30日未満であると地方運輸局長が認定したもの

- (1) 漁業法第52条第1項の指定漁業
 - (2) 漁業法第66条第2項の小型さけ・ます流し網漁業、中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業
- 3 推進機関を備えない総トン数30トン未満の漁船であって、次に掲げる漁船の附属漁船以外のもの
- イ 専ら漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令第1項第4号の大中小型まき網漁業に従事する漁船
 - ロ 専ら漁業法第66条第2項の中型まき網漁業に従事する漁船（総トン数20トン未満の漁船であって専ら別表の海面において営む漁業に従事するもの及び前号ロの規定により地方運輸局長が認定した漁船を除く。）

12 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律149号）（抄）

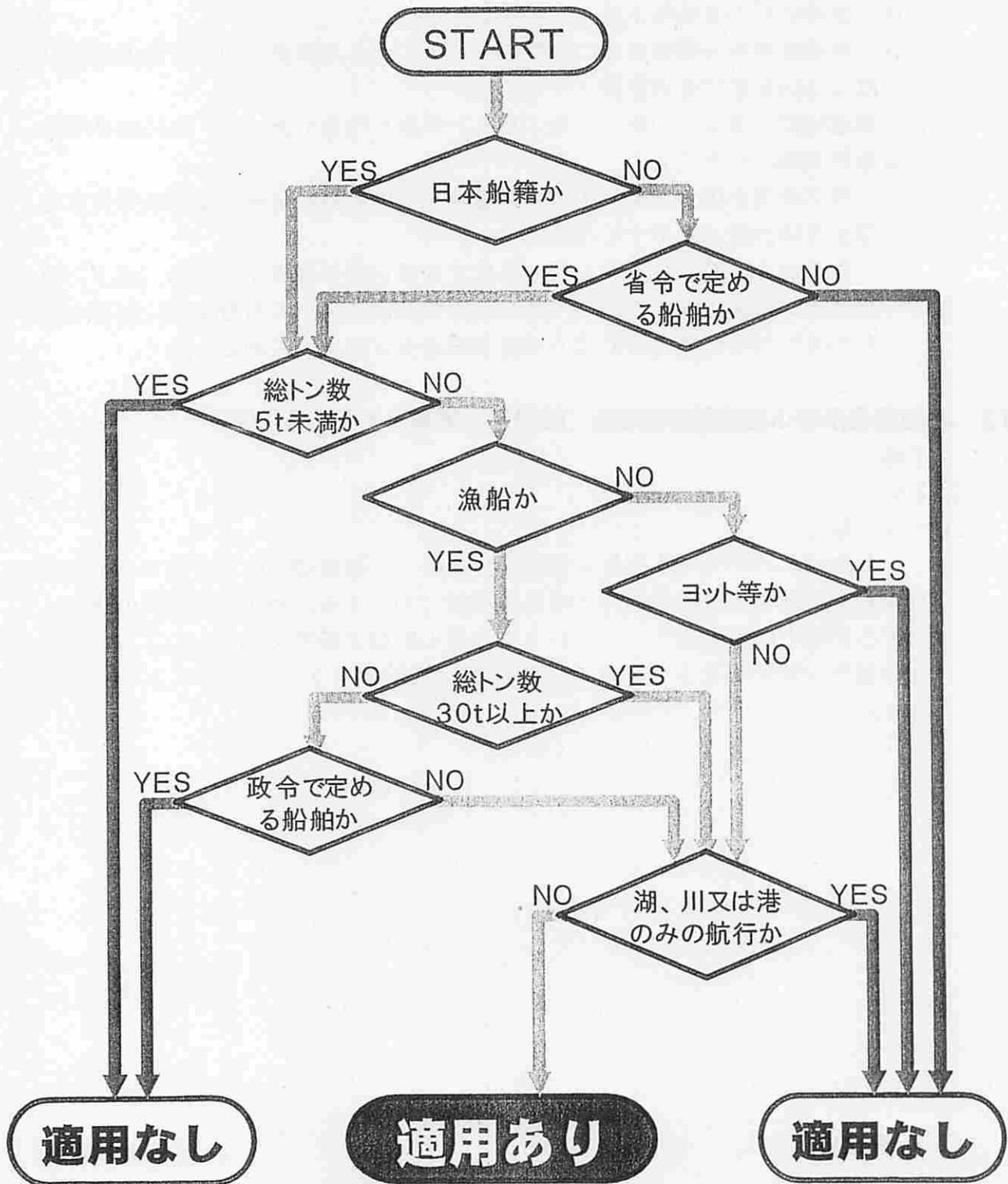
（定義）

第2条

1～3（略）

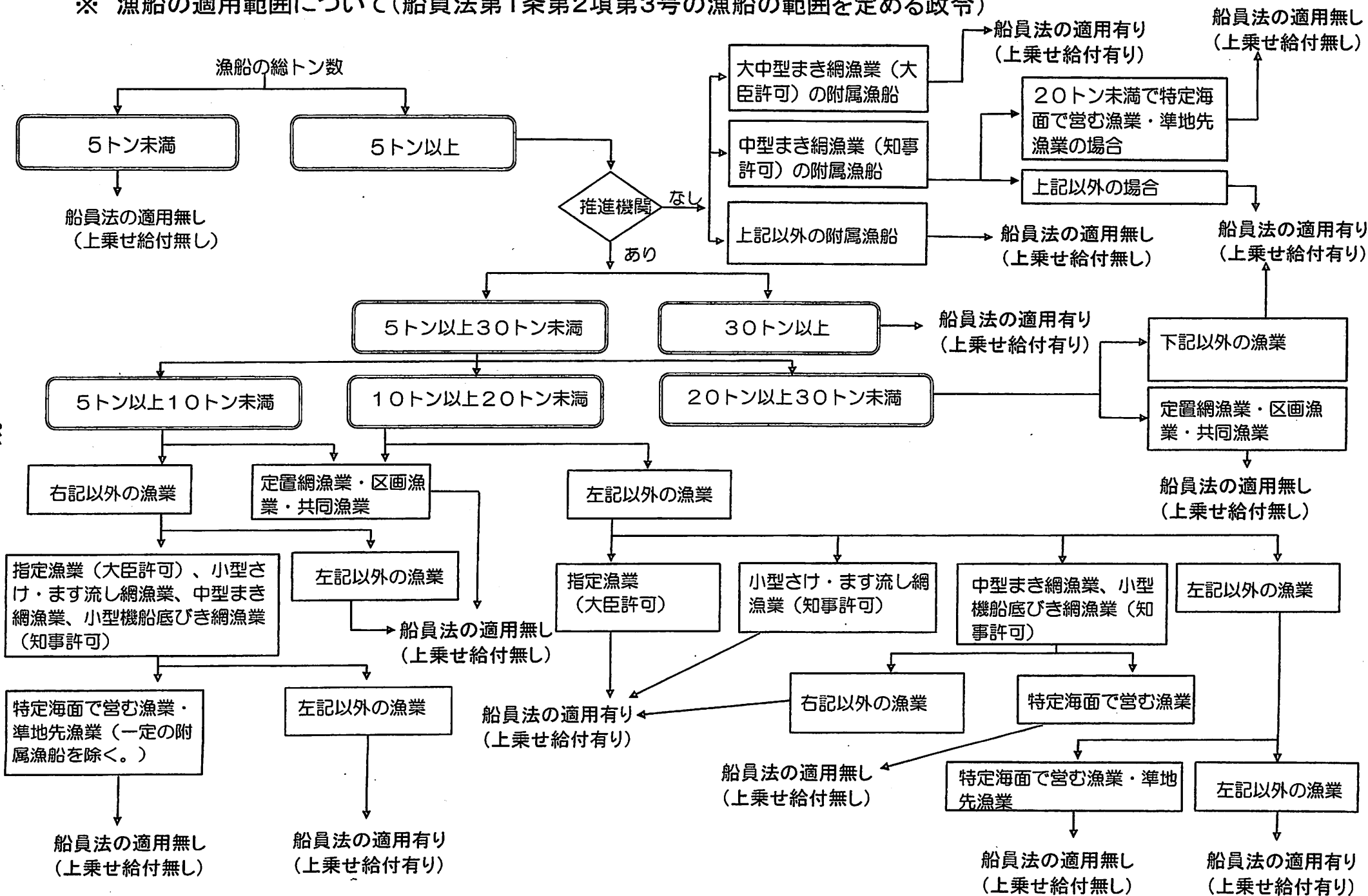
- 4 この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数20トン未満の船舶及び1人で操縦を行う構造の船舶であってその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数20トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数20トン以上の船舶をいう。以下同じ。）の船長をいう。

13 船舶の船員法適用の有無のフロー図

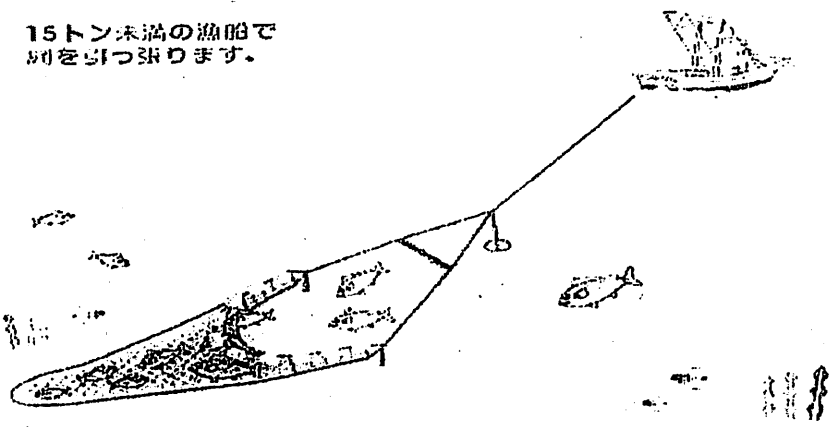
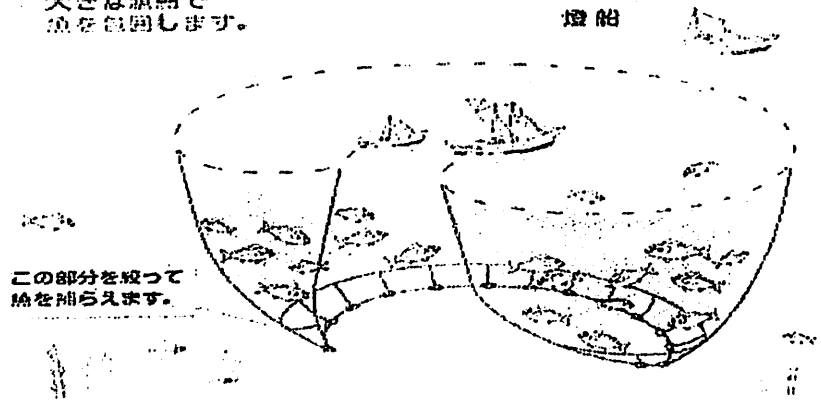
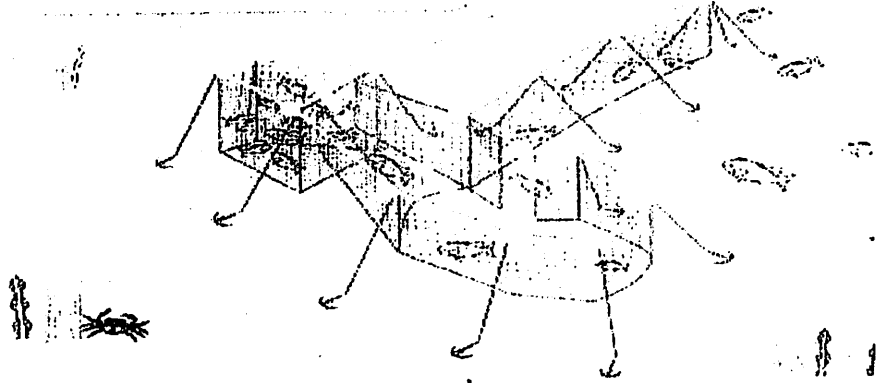


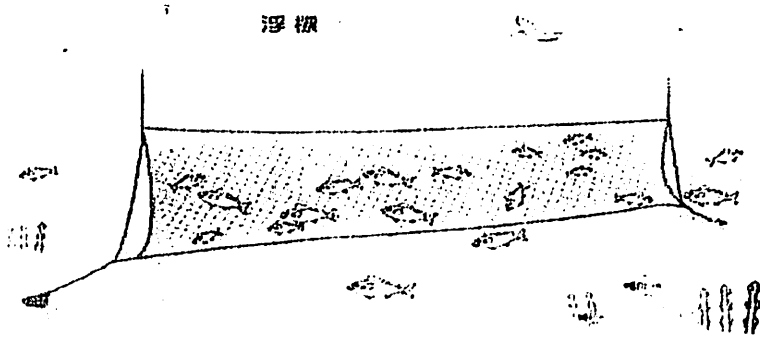
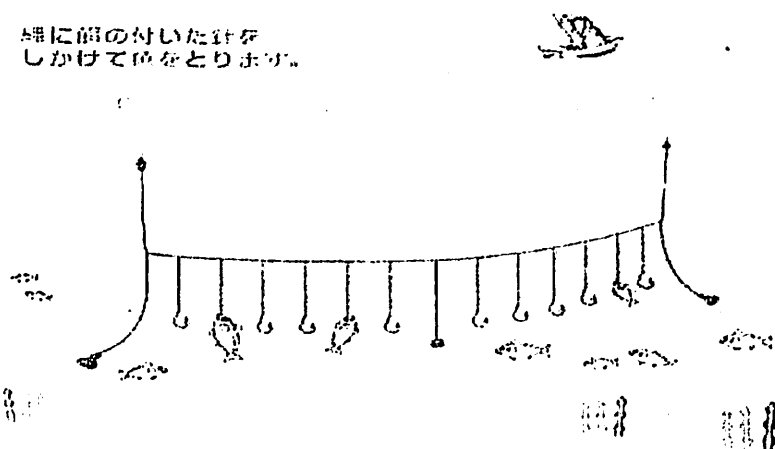
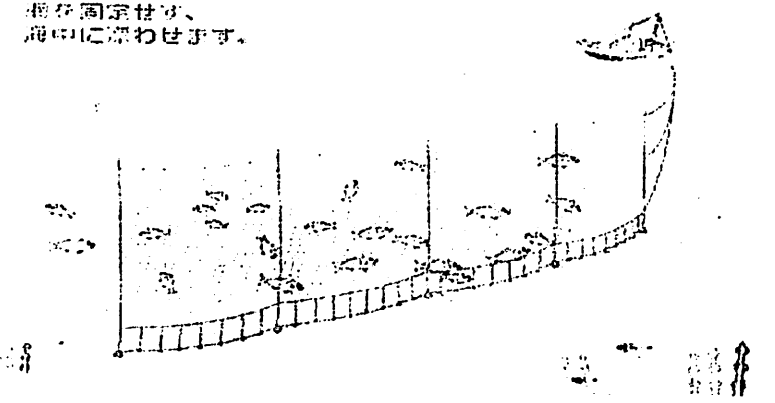
※ 漁船に係る詳細なフロー図については、次ページ参照

※ 漁船の適用範囲について(船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令)



主な漁法の紹介

<p>小型(大中型) 底びき網漁業</p>	<p>カゴのような網を船で引っ張って魚をとる漁法。</p> <p>15トン未満の漁船で網を引っ張ります。</p>  <p>「出所：長崎県水産部HP『ゆめとびネット』」</p>
<p>まき網漁業</p>	<p>それぞれ役割を持った何種類かの船がチームを組んで行き、網船が魚群を巻くように網をおろし、魚を網の中に追い込んでいく漁法。</p> <p>大きな漁船で魚を包囲します。</p> <p>燈船</p>  <p>この部分を絞って魚を捕らえます。</p> <p>「出所：長崎県水産部HP『ゆめとびネット』」</p>
<p>定置網漁業</p>	<p>魚の通り道に大きい網を垣根のように張り、魚群を待ち受ける。網に入ってきた魚は奥へ進み、一番奥の「箱網」と呼ばれる所に集まこの「箱網」を毎日一定の時間に引き上げて獲る漁法。</p> <p>魚のとおり道に網をはります。</p>  <p>「出所：長崎県水産部HP『ゆめとびネット』」</p>

<p>刺し網（固定式刺し網）漁業</p>	<p>魚が通過する場所に、固定式の網を張って、魚を網目に刺したり、絡ませたりする漁法。</p> <p>固定式の網を張って魚を捕らえます。</p> <p>浮標</p>  <p>「出所：長崎県水産部HP『ゆめとびネット』」</p>
<p>延縄漁業</p>	<p>縄に多数の針をつけ、活エビや冷凍サンマなどを餌として使用し、投縄したのち引き上げて漁獲する漁法。</p> <p>縄に餌の付いた針をしかけて魚をとりあげ。</p>  <p>「出所：長崎県水産部HP『ゆめとびネット』」</p>
<p>流し網漁業</p>	<p>刺し網を、網を固定せずに、潮の流れや風などによって流しながら、魚を網目に刺したり、絡ませたりする漁法。</p> <p>網を固定せず、海中に漂わせます。</p>  <p>「出所：長崎県水産部HP『ゆめとびネット』」</p>

漁船に係る主な用語集

指定漁業	<p>漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）第52条～64条により、定められた許可漁業。</p> <p>農林水産大臣の許可が必要で、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年1月22日政令第6号）第1条で具体的に規定されており、次の漁業が該当する。</p> <p>沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業。</p>
沖合底びき網漁業	日本近海において、総トン数15トン以上の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業。
以西底びき網漁業	黄海・東シナ海を中心において、総トン数15トン以上の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業。
遠洋底びき網漁業	一般に200カイリ水域外及び他国の沖合において、総トン数15トン以上の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業。
大中型まき網漁業	総トン数40トン以上（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の大きな漁船で、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁業。
大型捕鯨業	動力漁船により捕鯨砲（もりづつ）を使用してミンククジラ以外のヒゲクジラ又はマッコウクジラをとる漁業で母船式捕鯨業以外のもの。
小型捕鯨業	動力漁船により捕鯨砲（もりづつ）を使用してミンククジラ又はマッコウクジラ以外のハクジラをとる漁業で母船式捕鯨業以外のもの。
母船式捕鯨業	母船式漁業であって、捕鯨砲（もりづつ）を使用して鯨をとる漁業。
遠洋かつお・まぐろ漁業	一般に200カイリ水域外及び他国の沖合において、総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによって、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業。
近海かつお・まぐろ漁業	日本近海において、総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領

	海を除く。) にあつては、総トン数20トン) 以上120トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつて、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業。
中型さけ・ます流し網漁業	総トン数30トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業。
北太平洋さんま漁業	北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。) において総トン数10トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業。
日本海べにずわいがに漁業	日本海の海域(一部を除く) においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業。
いか釣り漁業	総トン数30トン以上の動力漁船により、釣りによつてイカをとることを目的とする漁業。
動力漁船	推進機関を備える漁船。以下のいずれかに該当するもの。 一 専ら漁業に従事する船舶 二 漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの 三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶 四 専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの
推進機関	主にスクリュー・プロペラのこと。
大型船舶	総トン数20トン以上の船舶。
小型船舶	総トン数20トン未満の船舶のうち、日本船舶(船舶法(明治32年法律第46号) 第1条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。) 又は日本船舶以外の船舶(本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。) であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。 一 漁船法(昭和25年法律第178号) 第2条第1項に規定する漁船 二 ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟、係留船その他国土交通省令で定める船
小型機底びき網漁業	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業。
小型さけ・ます流し網漁業	総トン数30トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業(母船式漁業を除く。)
母船	遠洋漁業船団で、多くの小型漁船を率い、必要な物資を補給したり、漁獲物の処理・加工・保存などを行つたりする大型の船。
独航船	母船と一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の農林水産省令で定める船舶。

母船式漁業	製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となって、当該漁業に従事する独航船等により行なう指定漁業。母船を中心に漁船団を組んで行う漁業。カニ漁業、サケ・マス漁業などに行われる。
母船式底びき網等漁業	母船式漁業であって、底びき網を使用して漁獲する漁業のこと。
大中型まき網漁業	総トン数40トン以上の動力漁船により、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁業。
中型まき網漁業	総トン数5トン以上40トン未満の動力漁船により、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁業。
附属漁船	<p>燈船、探索船、運搬船等通常単独には漁撈に従事しない漁船をいうが、1ヶ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが1隻以上ある場合には、当該漁船(2隻以上ある場合には、総トン数の大きいもの)以外の漁船を附属漁船として取扱う。</p> <p>1ヶ統に属する漁船のすべてが毎年常態として2カ月以上の期間、まき網漁業に従事せず、他の漁業に従事するときは、その期間は附属漁船として取り扱わない。</p> <p>まき網漁業に従事する1ヶ統の親船及び附属漁船に乗り組むため雇用されている船員その他船員法等の適用を受ける漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数5トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合及び臨時に用船された附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等の適用があるものとして取扱う。</p>
漁ろう	魚介類や海藻などをとること。また、その作業。
一ヶ統	操業は一般に船団操業の形態をとっており、本船(網船)・灯船・探索船・運搬船からなり、これらをまとめた呼称。
準地先漁業	海岸から5海里(9,260m)以遠の海面(特定海面を除く。)において営む漁業に従事する期間が年間30日未満であると地方運輸局長が認定したもの。
定置漁業	<p>一定期間、一定場所に網その他の漁具を敷設・定置して営むものをいい、以下に掲げる漁業。</p> <p>身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27m以上(沖縄県では15m以上)であるもの。(瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾における落とし網漁業及びます網漁業を除く。)</p> <p>北海道において主にさけを主たる漁獲物とするもの。</p>
区画漁業	<p>以下に掲げる漁業。</p> <p>第1種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業(ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等)。</p> <p>第2種区画漁業 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養</p>

	<p>殖業（築堤式養殖業等）</p> <p>第3種区画漁業</p> <p>一定の区域内において営む養殖業であつて、第1～2種以外のもの。（地まき式の貝類養殖業）</p>																
共同漁業	<p>一定の水面を共同に利用して営むものをいい、以下に掲げる漁業。</p> <p>第1種共同漁業</p> <p>藻類、貝類、いせえび、うに、なまこ、餌むし、たこなど、農林水産大臣が指定する定着性の水産動植物が対象。</p> <p>第2種共同漁業</p> <p>網漁具を固定して来遊する浮魚をとる漁業。小型定置網、固定式刺網、敷網、ふくろ待網の各漁業がある。定置漁業に該当するものは含まない。</p> <p>第3種共同漁業</p> <p>地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く、飼付漁業、つきいそ漁業。</p> <p>第4種共同漁業</p> <p>寄魚漁業、鳥付こぎ釣漁業であつて第5種共同漁業に該当しないもの。</p> <p>第5種共同漁業</p> <p>河川、湖沼等の内水面において営む漁業で第1種共同漁業に該当しないもの。</p>																
特定海面	<table border="1"> <tr> <td>陸奥湾</td> <td>青森県焼山崎から同県高野崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>富山湾</td> <td>富山県生地鼻から石川県大泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>若狭湾</td> <td>福井県越前岬から同県特牛崎まで引いた線、同地点から同県鋸崎まで引いた線、同地点から京都府毛島北端まで引いた線、同地点から同府経ヶ岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>東京湾</td> <td>千葉県洲崎から神奈川県剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>英虞湾等</td> <td>三重県麦崎から同県九木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>和歌山県日ノ御崎から徳島県蒲生田岬まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関崎まで引いた線、山口県旧火ノ山下船舶通航信号所跡から福岡県門司崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</td> </tr> <tr> <td>宇和海</td> <td>愛媛県佐田岬から高知県姫島西端まで引いた線、同地点</td> </tr> </table>	陸奥湾	青森県焼山崎から同県高野崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	富山湾	富山県生地鼻から石川県大泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	若狭湾	福井県越前岬から同県特牛崎まで引いた線、同地点から同県鋸崎まで引いた線、同地点から京都府毛島北端まで引いた線、同地点から同府経ヶ岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	東京湾	千葉県洲崎から神奈川県剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	伊勢湾	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	英虞湾等	三重県麦崎から同県九木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	瀬戸内海	和歌山県日ノ御崎から徳島県蒲生田岬まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関崎まで引いた線、山口県旧火ノ山下船舶通航信号所跡から福岡県門司崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宇和海	愛媛県佐田岬から高知県姫島西端まで引いた線、同地点
陸奥湾	青森県焼山崎から同県高野崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
富山湾	富山県生地鼻から石川県大泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
若狭湾	福井県越前岬から同県特牛崎まで引いた線、同地点から同県鋸崎まで引いた線、同地点から京都府毛島北端まで引いた線、同地点から同府経ヶ岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
東京湾	千葉県洲崎から神奈川県剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
伊勢湾	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
英虞湾等	三重県麦崎から同県九木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
瀬戸内海	和歌山県日ノ御崎から徳島県蒲生田岬まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関崎まで引いた線、山口県旧火ノ山下船舶通航信号所跡から福岡県門司崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面																
宇和海	愛媛県佐田岬から高知県姫島西端まで引いた線、同地点																

及び宿毛湾	から同県沖ノ島櫛ケ鼻まで引いた線、同島東端から同県オシメ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
唐津湾	福岡県大門崎から佐賀県土器崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊万里湾	佐賀県大崎から長崎県阿翁崎鼻まで引いた線、同地点から同県黒島本網代鼻まで引いた線、同島ネイネイ鼻から同県青島ゴンプリ鼻まで引いた線、同島丸島鼻から同県津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大村湾	長崎県寄船崎から同県高後崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
有明海、橘湾及び八代海	長崎県野母崎から同県樺島南端まで引いた線、同地点から熊本県天草下島四季咲岬まで引いた線、同島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎まで引いた線、同島神崎から同県鶴瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鹿児島湾	鹿児島県立目崎から同県開聞岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

14 労災保険と船員保険の保険給付の関係整理表

	労災保険	船員保険
療養	療養（補償）給付 療養の費用	給付無し
休業（1～3日目）	給付無し	休業手当金
休業（4日目以降）	休業（補償）給付 傷病（補償）年金	休業手当金 障害年金
死亡	遺族（補償）年金 遺族（補償）一時金 葬祭料	遺族年金 遺族一時金
障害	障害（補償）年金 障害（補償）一時金	障害年金 障害手当金
介護	介護（補償）給付	給付無し
行方不明	給付無し	行方不明手当金

15 上乗せ給付の計算について

○ 休業補償給付

- ・ 4日目から4か月

標準報酬日額 × 40% - 特別支給金 = 上乗せ給付額

- ・ 1年7か月目以降（労災の休業補償の額が標準報酬日額の6割に満たない場合）

(標準報酬日額 - 休業補償) × 60% = 上乗せ給付額

- 障害補償給付（年金）
 - ・（最終の標準報酬日額－労災における給付基礎日額（最高限度額が適用される場合に限る））×日数＝上乗せ給付額

- 障害補償給付（一時金）
 - ・最終標準報酬月額に障害の程度に応じて、船員保険法別表第3に定める月数＝上乗せ給付額

別表第3（第90条関係）

障害の程度	月数
1 級	3・2月
2 級	2・0月
3 級	1・9月
4 級	1・6月
5 級	0・8月
6 級	0・6月
7 級	0・1月

- 遺族補償給付（年金）
 - ・（最終の標準報酬日額－労災における給付基礎日額（最高限度額が適用される場合に限る））×日数＝上乗せ給付額

- 遺族補償給付（一時金）
 - ・最終標準報酬月額の2・7月分＝上乗せ給付額

第3 関係通達

船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書

船舶に乗り組む労働者に対する標記法律の適用について、関係部局が合議した結果、その取扱いの調整を次のとおり協定し、覚書を作成する。

おつて、次の取扱は、被災労働者に対する保険給付を、船員保険法又は労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)のいずれを適用して行なうべきかを目的として取りきめたものである。

一、
(一) 労働契約に基づき船舶内において労働に従事する者は、原則として当該船舶に乗り組む者として取り扱うが、たとえば、左に掲げる場合等には、船舶に乗り組んでいる者として取り扱われないこと。

1 試運転を行う新造船において勤務する造船所の技師、ぎ装完成前に他の造船所に回航される新造船において勤務する造船所の技師のように、労働基準法の適用を受けている労働者が船員法の適用を受ける船舶内で短期間勤務する場合。

2 観光会社の事務員が通訳又はガイドとして連日観光船に乗船するが、一日の乗船時間が短く、一日の労働時間の大部分を陸上の事務員として過している場合のように、労働基準法の適用を受けている労働者が長期間にわたって船員法の適用を受ける船舶内で勤務するが、主たる勤務場所は陸上にあると認められる場合。

(二) 船員保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者及び労災保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者が、作業中、同一の使用者又は同一の組に属する他の船舶に乗り移ったときには、その作業中の災害は、その発生場所の如何を問わず、被災労働者の出港時に所属する船舶に適用される法律によつて保険給付を行なうこと。これがため、使用者は出港時において各船舶に所属する労働者を明確に区分しておくよう指導すること。

なお、右の場合において、他の船舶の乗組員に事故があり、その補充として以後断続、かつ、恒常的に乗り移った場合のように、当該労働者の所属する船舶が変更されたことが明らかに確認された場合には、新たに所属した船舶に適用される法律の適用を受けるものとして取り扱うこと。

二、船舶の総トン数は、船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票に記載された総トン数によることとする。

なお、当該船舶が船舶国籍証書、船籍票及び漁船登録票のいずれも受有していない場合は、これを受けさせることとするが、この場合において、当該船舶が沈没又は滅失等の事由により船舶国籍証書、船籍票及び漁船登録票のいずれも受けることができないときは、当該船舶の設計図等により、船舶積量測度法、船舶積量測度規程及び簡易船舶積量測度規定に定める方法によつて総トン数を算定するものとする。

三. 船舶が港のみを航行する船舶に該当するか否かは、運輸省海運総局船員局長発昭和二三年七月一六日付海員基第一〇七号通ちよう(労働省労働基準局長発昭和二三年八月一三日付基発第一一八一号通ちようと同旨。)により、管轄海運局長が当該船舶につきなした認定によるものとし管轄海運局長が認定を行なっていない場合には、災害発生時において当該船舶が港のみを航行する船舶であるか否かの認定を管轄海運局長に依頼し、その認定によるものとする。

四. 漁船であるか否かは、次の各号の場合を除き、原則として当該船舶が漁船登録を有するか否かによって判断すること。

- 1 漁船登録を有する船舶であつても、漁業活動以外の業務に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱わない。
- 2 漁船登録を有しない船舶であつても、漁業活動に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱う。

五. 船舶が漁船であるか否かにつき問題が生じた場合等、前記一、乃至四、による取扱に関し問題が生じた場合には、個々の事案について、都道府県労働基準局と都道府県の船員保険事務主管部局において、意見の調整を図ること。なお、その際意見の一致をみない場合には、運輸省船員局及び水産庁の意見を聴き、厚生省保険局と労働省労働基準局とが協議したうえ、いずれにおいて給付を行なうかを決定するものとする。

右覚書の実施につき、各関係部局は協力するとともに、それぞれの下部機関に対し、本取扱の周知徹底を図ること。

昭和三四年一二月二一日

厚生省保険局長印

水産庁長官印

運輸省船員局長印

労働省労働基準局長印

(資料一) (略)

(資料二)

海員基第一〇七号

昭和二十三年七月十六日

海運総局船員局長

各海運局長殿

船員法第一条第二項第二号に規定する「港のみを航行する船舶」について

船員法第一条第二項第二号に規定する「港のみを航行する船舶」は爾今左記により運用せられたい。

記

一. 港の区域は、昭和二十三年七月十六日附海員基第一〇六号によること。

二. 個々の船舶が「港のみを航行する船舶」に該当するや否やは、当該船舶の航行の実態に従い、決定することとし、その具体的認定は左の標準によること。

- (1) 同一の港の区域内のみを航行する船舶には、船員法を適用しない。
- (2) その主たる任務が同一の港の区域内にあつて、例外的に港の区域外に航行する船舶には、原則として船員法を適用しない。
- (3) その主たる任務上一の港内区域と港外若くは他の港の区域とを航行する船舶には船員法を適用する。

三. 前項の基準に従い、所轄の船舶について、「港のみを航行する船舶」なりや否やの認定を了したる上、その結果を関係当事者に明らかならしめる措置を講ずると共に地方労働基準官署その他の関係官署との連絡を密にし、監督上の遺憾なきを期すること。

なお、認定の結果は取纏め船員局宛報告すること。

備考

本通達第二項第二号に云う原則に対する例外は、或る企業体に所属する船舶の殆ど凡てが、同項第三号により船員法の適用を受ける場合において、その他の船舶に対し労務管理の必要上特に便宜的に船員法を適用する場合等極めて厳格に解すべきである。この場合においても同項第一号に該当する船舶には船員法を適用する余地のないことは云うまでもない。

(資料三)

基発第一、一八一号

昭和二十三年八月十三日

労働省労働基準局長

都道府県労働基準局長殿

労働基準法の適用をうける船舶の範囲について

船員法の適用をうけず労働基準法の適用をうける船舶については船員法第一条第二項第一号乃至第三号に掲げられているが、全条全項第二号中「港のみを航行する船舶」については、七月十五日法律第一七五号港域法及び同日附政令第一六四号「港域の特例に関する政令」にもとづく七月十六日附運輸省告示第一九二号によつて「港」の区域が定められたのに伴つて、その範囲が決定せられ七月十六日附で海運総局船員局長より各海運局長あて別紙写のような通牒が発せられているから、地方海運局と連絡の上監督上遺憾なきを期せられたい。

尚港域法は七月十五日附官報号外に、「港域の特例に関する政令」は七月十五日附官報に、運輸省告示第一九二号は七月十六日附官報に、それぞれ登載されているから、参照せられたい。

(註、本文中に別紙写とあるのは、資料二、の通りを指す。)

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

「船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書」の交換に伴う事務処理について

船舶に乗り組む船員又は労働者に対する標記両法律の適用については、一部船舶の操業の実態等からみて、種々の問題を生じている向きもあり、早急に解決を要する問題点も少くないので、今般、それらの問題について、厚生省保険局長、水産庁長官、運輸省船員局長及び労働省労働基準局長の四者の間において協議した結果、別添のと通りの覚書を交換し、船員保険法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の適用に関する調整を行なうことになった。よつて、自今、貴職においても、特に左記事項に留意のうえ、覚書の実施にあたつて、遺漏のないよう努められたい。

なお、覚書の趣旨の周知、徹底については、覚書を交換した各省庁において、それぞれ、下部機関又は関連業者団体に対し行なうよう取り決めをしているが、貴職においても、船舶所有者又は事業主、船員又は労働者及び漁業協同組合等の業者団体等に対し、本覚書の趣旨の周知、徹底を図るとともに、船員保険法及び労災保険法の完全適用を期せられたい。

記

一、 覚書の一、の(二)について、

- 1 船員保険と労災保険との間に生ずる問題は、多くの場合、旋網漁業等のごとく、船員保険法の適用を受ける船舶と労災保険法の適用を受ける船舶とが協同して操業を行なう場合における船員又は労働者の相互移乗から生じ、各船舶に所属する船員又は労働者が明確となっていないことに原因があると思われるので、この場合における前記両法律の適用については、覚書の一、の(二)のとおり取り扱うこととなつた。これがため、出港時において各船舶に所属する船員又は労働者を明確にし、さらに、両保険の未適用を一掃することを目的として、両保険の地方主管部局は、それぞれ、すみやかに、次の措置を講ずること。

(イ) 船員保険

常に、船員保険の適用船舶につき、船員法第十八条に規定する海員名簿の閲覧を求め、海員名簿に記載されていない船員又は海員名簿に記載されているが、まだ船員保険に加入する手続きをとっていない船員が乗り組んでいる場合は、すみやかに、これらの者を船員保険に加入させるよう指導すること。

(ロ) 労災保険

- (a) 労災保険法第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業であつて、同一事業内に船員保険法の適用を受ける船舶と労災保険法の適用を受ける船舶とがある場合、及び、労災保険法第三条第一項第三号に規定する漁船については、今後、保険加入者が労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさい、あるいは、労働者を雇

入れたとき又は労働者が労災保険法の適用を受ける船舶に所属したとき、労災保険法の適用を受ける船舶ごとの労働者名簿を所轄労働基準監督署長に提出せしめること。

(b) 前記労働者名簿には、保険関係成立記号番号、事業の種類、船名、船舶登録記号番号、保険加入者の氏名及び住所、労働者の氏名、住所、年令、職種(船長、機関士、漁夫等の職種名。)、及び当該労働者につき、労働基準法第十二条第八項の規定に基づき労働大臣が定める平均賃金に相当する額(協定平均賃金)がある場合にはその額等を記載せしめること。

(c) 労働者名簿を労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさいに、概算保険料報告書に添付して提出させるか、あるいは、労働者を雇入れたとき又は労働者が労災保険法の適用を受ける船舶に所属したとき提出させるかは、地方の実情に基づき、都道府県労働基準局長において定めること。ただし、従来、継続事業として扱っているもの及び事業の期間が昭和三十五年度以降に及ぶ有期事業については、昭和三十五年度に限り、労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさい又は昭和三十五年四月一日における使用労働者につき、労働者名簿を提出せしめること。

(d) なお、労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさいに、労働者名簿を提出させるよう取り扱う場合には、労働者に変動があったとき、そのつど、すみやかにその旨届出をさせることとし、労働者を雇入れたとき又は労働者が労災保険法の適用を受ける船舶に所属したとき労働者名簿を提出させるよう取り扱う場合であつて、既に提出された労働者名簿に記載された労働者数が、概算保険料報告書又は確定保険料報告書に記載された常時使用労働者数をこえるときは、保険料算定基礎調査又は補償費実地調査のさいに、既に、退職又は当該船舶より所属を外されている労働者の氏名を確認し、提出済み労働者名簿の当該労働者に関する記載を抹消すること。

(ハ) 海員名簿に記載がない者及び労働者名簿の提出のない者の取扱

海員名簿に記載すべきでありながら記載されていない者及び労働者名簿を提出すべきでありながら提出されていない者より、船員保険又は労災保険に対し、保険給付の請求があつたときは、当該保険の地方主管部局において、それぞれ、他の一方の保険との関連の有無を検討し、関連があると認めるときには、他の一方の保険の地方主管部局に対し、その事実及び労災保険法又は船員保険法の適用の有無を照会し、要すれば協議したのち、船員保険又は労災保険の給付を行なうか否かを決定することとし、船舶所有者又は保険加入者に対し、自今、必ず、船員保険又は労災保険に加入する手続きをとること、及び労働者名簿の提出を厳守するよう指導すること。

- 2 覚書の一、の(二)にいう「同一の組に属する」とは、複数以上の船舶が協同して、同時に、同一の目的のもとに作業を行なう場合のことであつて、船舶所有者又は使用者を異にする場合を含むことに留意すること。
- 3 覚書の一、の(二)にいう「出港時に所属する船舶」とは、船舶が運航、操業のために出港するときに、当該労働者が当該船舶の所属労働者であつたか否かのことであつて、たとえば、労災保険法の適用を受ける船舶の所属労働者に事故があつて、船舶所有者又は事業主の特命により、同一船舶所有者又は同一事業主に属する船員保険法の適用を受ける船舶に所属する船員が、所属船舶を変更されることなく、短期間、臨時に労災保険法の適用を受ける船舶に移つて、出港する場合を含まない。すなわち、この場合には、当該船員に対し、船員保険法が継続して適用されるよう取り扱われる。

二. 覚書の二、について

船舶が改造、修理等を行ない総トン数が変化した場合であっても、当該総トン数の変化が、監督官庁により確認され、船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票の記載が改められるまでは、改造又は修理前の船舶国籍証書、船籍票若しくは漁船登録票に記載された総トン数によつて、船員保険法又は労災保険法のいずれを適用すべきかを決定すること。

船舶が沈没又は滅失した場合であつて、当該船舶の設計図等により総トン数を算定する必要があるときは、船員保険及び労災保険の地方主管部局において協議したうえ、いずれか一方において、設計図等の資料を添え、管轄の地方海運局に勤務する船舶測度官等の船舶の積量、測度に関する専門的知識を有する者に対し、当該船舶の総トン数の算定を依頼すること。

三. 覚書の四、について

覚書の四、にいう「漁業活動」とは、漁撈に関連する一体の作業のみでなく、臨時に、魚礁造成(船舶、コンクリート塊又は石等を海中に沈設若しくは投入して、水産動植物を対象とする工作物等を人工的に造成するものをいうが、この場合には岩礁爆破作業をも含む。)等のため運搬作業に従事する場合等も含むものと解して取り扱うこと。

四. 覚書の五、について

漁船が臨時に一定期間、漁業活動以外の作業に従事した場合、あるいは、当該船員又は労働者に対し、船員保険法又は労災保険法のいずれが適用されるべきかについて疑義がある等の場合には、両保険の地方主管部局は、事実関係を確認し、必要に応じて、地方海運局及び都道府県水産課の意見をきいたうえ、すみやかに、その調整に関して協議を行なうこと。

なお、協議するも、意見の一致をみない場合には、両部局連名により、事件の調書、両者の意見の相違点、その他参考資料を添え、厚生省保険局長及び労働省労働基準局長あて稟伺すること。

五. 従前の取扱について従前の取扱であつて、本覚書及び通ちようの取扱に反するものは、本覚書及び通ちようにより、改められたものと了知されたい。

註 (本件は、保発第一五号厚生省保険局長発各都道府県知事あて通ちようと連名である)

移送の取扱いについて

(昭和37年9月18日付け基発第 951号)

改正 昭和48年2月1日付け基発第 48号

改正 平成20年10月30日付け基発第1030001号

労災保険法第13条第1項第6号に掲げる標記については、従来その取扱いが各局まちまちになっているものが少なくない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取り扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。

なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。

おって、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。

記

1 移送の範囲

(1) 災害現場等から医療機関への移送

災害現場から医療機関への傷病労働者の移送及び療養中の傷病労働者に入院の必要が生じ、自宅等から医療機関に収容するための移送。

(2) 転医等に伴う移送

イ 労働基準監督署長の勧告による転医(転地療養又は帰郷療養を含む。以下同じ。)又は、傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診のための移送。

ロ 傷病労働者の診療を行っている医師の指示による退院に必要な移送。

(3) 通院

イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関(以下「労災指定医療機関等」という。)への通院(傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)

- ロ 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。
- ハ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。
- ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。
- ホ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。

2 費用の範囲

移送費として支給する費用は、当該労働者の傷病の状況等からみて、一般に必要と認められるもので、傷病労働者が現実に支出する費用とすること。

なお、傷病労働者の移送に従事する者の日当は次により算定すること。

- (1) 付添看護人の日当は、当該地域において一般に看護人の日当として支払われている料金を基準として計算した額を限度とすること。
- (2) 傷病労働者と同一事業所に勤務する労働者が移送に従事した場合の日当は、当該労働者の通常の労働日の賃金を基準として計算した額を限度とすること。
- (3) 傷病労働者の配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合には、当該親族にかかわる費用のうち、日当は支給しないこと。

3 費用の請求

- (1) 労災保険法施行規則第9条第3項の移送に要した費用の額を証明する書類は、原則として領収書によること。

なお、国鉄又はバス運賃等で療養補償費請求書「⑩療養の内容」欄の診療実日数によって、その費用を算定できるものについては、前記の書類の添付を必要としないこと。

- (2) 傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診の場合には療養補償費請求書「⑩傷病の経過の概要」欄にその指示を行った旨の記載を受けるように指導すること。

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金

請負給制(定額給制のものでも相当額の歩合給が併給されているものを含む。以下同じ。)によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金については、その賃金の特殊性及び労働基準法(以下「法」という。)の施行の実情にかんがみ、昭和24年労働省告示第5号第2条の規定に基づき、従来、昭和31年6月7日付け基発第369号通達により、都道府県労働基準局長<現行・都道府県労働局長>の承認した平均賃金に関する協定があるときは、その協定による金額とすることとして、協定制度を推進してきたところであるが、最近における賃金水準の変動の実情等にかんがみ、自今下記のとおり定めることとしたから、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、平均賃金を法第12条第1項から第6項までの規定により算定することをできるだけすみやかに可能容易ならしめるためにも、法の要請する賃金その他の労働条件の明確化、賃金台帳の整備、記入の適正化等についての監督指導には、格段と努力されたい。

昭和31年6月7日付け基発第369号通達及び昭和31年7月31日付け基収第2737号通達は、廃止する。

記

- 1 請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金は、原則として、法第12条第1項から第6項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前一箇年間について算定する。
- 2 前号の規定により算定しえない場合(著しく不適當な場合を含む。以下同じ。)には、都道府県労働基準局長<現行・都道府県労働局長>が当該事業場において当該労働者と同種の業務に従事した労働者(平均賃金算定資料の明らかなものに限る。)について、前号の規定に準じて算定した金額の一人あたり平均賃金をもって、その平均賃金とする。
- 3 前2号の規定により算定しえない場合(算定することが著しく困難なため災害補償の遅延等により当該労働者に不利益となるような場合を含む。以下同じ。)であって、当該労働者の平均賃金に関し、次の要件をみたし、都道府県労働基準局長<現行・都道府県労働局長>が承認した協定があるときは、当分の間、その協定による金額をもって、その平均賃金とする。また、この協定の締結については、できるかぎり協同組合等使用者団体ごと一括して締結するよう指導するものとする。

(1) 協定の当事者

協定は、使用者とその事業場における労働者の過半数を代表する者との間で締結されたものであること。

(2) 協定の様式

協定は、書面に作成し、両当事者が記名押印したものであること。協同組合等使用者団体ご

とに一括して協定を締結する場合には、協定に参加する使用者及びその事業場における労働者の過半数を代表する者が記名押印したもの又は、記名押印した書面による委任に基づき双方の代表者が記名押印したものであること。

(3) 協定の金額

協定は、各職種ごとの平均賃金とする金額が明記され、かつ、その金額がそれぞれ次の基準以上であること。

(イ) 漁業にあつては、都道府県労働基準局長〈現行・都道府県労働局長〉が別紙「漁業労働者賃金調査要綱」によって行う過去一箇年間（一定の季節を限って使用される労働者については、前年におけるその期間。以下同じ。）についての調査の結果における当該都道府県の漁業労働者の職種及び都道府県労働基準局長〈現行・都道府県労働局長〉が定める区分別、一実労働日あたり平均賃金額に当該区分別平均稼働率（その率が100分の60に満たないときは、100分の60とする。）を乗じて得た金額。

(ロ) 林業にあつては、労働大臣官房労働統計情報部〈現行・厚生労働大臣官房統計情報部〉の行う「林業労働者職種別賃金調査」の前年の調査の結果における当該都道府県の出来高払の林業労働者の通勤・山泊地区別、職種別一日平均現金給与額に、当該職種の平均稼働率（その率が100分の60に満たないときは、100分の60とする。）を乗じて得た金額。

(4) 協定の有効期間

協定は、有効期間が一年以内であること。

(5) 協定の更新又は再締結

更新又は再締結された協定については、その協定の金額は、漁業にあつては過去一箇年間についての調査、林業にあつては前年の調査の結果に基づく承認基準の金額以上のものであることとし、調査を行わないまま従前の金額による更新を承認し、又はそれ以前の調査の結果に基づき協定を承認することは絶対にしないこと。

4 第1号、第2号、第3号のいずれの規定によっても算定し得ない場合（漁業労働者については当該都道府県において当該労働者の属する区分及び職種に係る平均賃金協定の承認基準の金額が明らかにされているときに限る。）は、当分の間、都道府県労働基準局長〈現行・都道府県労働局長〉が、前号(3)の基準の算定方法に準じて算定した金額をもって、その平均賃金とする。

別紙 漁業労働者賃金調査要綱〈略〉

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて

法第34条の12及び法第34条の13の規定に基づく特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限は、下記により行なうこととしたので、了知されたい。

記

第1 業務上外の認定について

1 特別加入者については、次の場合に業務遂行性を認めるものとする。

(1) 中小事業主等(法第34条の11第1号及び第2号該当者については次の場合

イ 特別加入申請書(告示様式第34号の7)別紙の業務の内容欄に記載された所定就業時間(休憩時間を含むものとする。以下同じ。)内において特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為(生理的行為、反射的行為、準備・後仕未行為、必要行為、合理的行為又は緊急業務行為をいう。以下同じ。)を行なう場合

ロ 所定就業時間をこえる就業については、労働者の時間外労働に応じて就業する場合

ハ 上記イ及びロの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合、この場合において、日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難なものについては、それらを包括して事業場施設とみなすものとする。

ニ 当該事業の運営に直接必要な出張で、その事実を証明できるもの。

ホ 通勤途上であつて次に掲げる場合

(イ) 事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中。

(ロ) 突発事故等による予定外の緊急の出勤途上。

ヘ 当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について、労働者を伴つて出席する場合。

(2) 一人親方等(法第34条の11第3号及び第4号該当者)については次の場合

イ 建設業の一人親方等について

(イ) 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

(ロ) 請負契約に基づくものであることが、明らかな作業を自家内作業場において行なう場合

(ハ) 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業(手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く。)及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

ロ 個人タクシー営業者及び個人貨物運送業者について免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業(運転補助作業を含む。)、貨物の積卸作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

ハ 漁船による自営漁業者について

(イ) 水産動植物の採捕及びこれに直接必要な用船中の作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

(ロ) 用船に必要な機材(通常各人が携する簡単な漁具程度のものを除く。)を最終の発地から漁船まで若しくは漁船から最初の着地まで運搬する場合、又は漁獲物(通常各人が家庭で消費する程度のものを除く。)を漁船から最初の着地まで運搬する場合

(3) 特定作業従事者(法第34条の11第5号該当者)については次の場合

イ 指定農業機械作業従事者について

(イ) 圃場、圃道の作業場において指定農業機械を用いて行なう作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

(ロ) 当該機械を圃場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

ロ 職場適応訓練生について

労働者の場合に準ずる。

2 業務起因性の判定は、労働者の場合に準じて行なうものとする。

第2 支給制限について

1 法第19条の規定による支給制限

法第34条の11第1号及び第2号に該当する者についての支給制限は、これらの者の事故が同条第1号の者の事業主としての故意又は重大過失により発生したと認められる場合を除いては、すべて法第19条の規定により行なうものとする。

(1) 第1項関係

本項の規定は、特別加入者の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故の発生について、特別加入者に意図した故意がある場合に適用すること。

(2) 第2項関係

本項の規定は、事故発生の直接の原因となつた行為が、法令(労働基準法、鉱山保安法、道路交通法等)上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反し又は違反する行為に相当すると認められる場合に適用し、支給制限の方法は、昭和40年7月31日付け基発第906号通達記の第1のⅡ及びⅢに準ずるものとする。

この場合において、法令上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものについての違反の有無を判断するに際しては、労働基準法及び鉱山保安法関係については、特別加入者を労働者とみなして判断するものとする。また、建設業の一人親方及びその事業に従事する者については、たとえば、労働安全衛生規則第112条のように、使用者の遵守義務の履行が先行する条項については、使用者の遵守義務の履行はあつたものとして判断すること。

2 法第34条の12第1項第4号の規定による支給制限

(1) 前段関係

本号前段の規定は、中小事業主又は中小事業主の行う事業に従事する者の業務上の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故が、中小事業主の故意又は重大過失によつて生じたと認められる場合に適用し、事業主とみなされる者の範囲、故意又は重大過失の認定基準及び支給制限の方法は、前記通達の記の第3のⅢに準ずるものとする。

この場合において、同通達で「危害防止」とあるは「中小事業主として講ずべき危害防止」と、「保険加入者」とあるのは、「中小事業主」と、「徴収金」とあるのは「支給制限」と読み替えるものとする。

(2) 後段関係

本号後段の規定は、中小事業主が法第28条第1項又は第2項の規定による概算保険料を法第31条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合(天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなかつたと認められる場合を除く。)に適用し、事業主の範囲、支給制限を差し控える事由及び支給制限の方法は、前記通達記号第3のⅡに準ずるものとする。

この場合において、「徴収金」とあるのは「支給制限」と読み替えるものとする。

3 法第34条の13第1項第7号の規定による支給制限

本号の規定は、法第34条の13第1項第1号の規定により事業主とみなされる一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の団体が、法第28条第1項又は第2項の規定による概算保険料を法第31条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合(天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付できなかつたと認められる場合を除く。)に適用し、事業主とみなされる団体としての行為を行なう者の範囲、支給制限を差し控える事由及び支給制限の方法は、前記通達記の第3のⅡに準ずるものとする。

この場合において、「徴収金」とあるのは「支給制限」と読み替えるものとする。

第3 支給制限及び求償相互間の調整について

特別加入者に係る保険給付について、法第19条、法第20条第1項、法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定が同時に適用される場合は、次により取り扱うこと。

1 支給制限に関する規定が重複して適用される場合

- (1) 法第19条と法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定とが同時に適用される場合には、まず、法第19条の規定を適用し、その残余の部分について法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定を適用すること。
- (2) 法第34条の12第1項第4号前段と同号後段の規定とが同時に適用される場合は、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用すること。

2 支給制限に関する規定と法第20条第1項の規定とが同時に適用される場合

法第20条第1項の規定と法第19条、法第34条の12第1項の4号又は法第34条の13第1項第7号の規定が同時に適用される場合は、まず、法第19条、法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第20条第1項の規定を適用すること。

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険業務の効率的運営について

労働者災害補償保険事業は、わが国経済の著しい成長と相まって逐年事業規模の拡大を続け、数年来の相次ぐ制度改善によつて長足の発展を重ねてきたが、さらに昭和43年度からは、全産業にわたる強制適用事業の範囲を拡大して労働者の保護の充実を期することとなつた。

しかしながら、これに伴つて事業量の増大が予想されるので、これに対処して業務の効率的運営を図ることが、制度拡充の実を挙げるためにも必要である。一方、国の方針としても、できる限り予算と人員の節減を図るべきこととされ、事務の簡素化及び合理化への要請はますます強まるものと考えられる。このため、本省においては、労働基準行政全般にわたる事務処理の簡素化、合理化等について、あらためて総合的検討を進めつつあるが、労働者災害補償保険事業についても、当面可能なものから逐次実施を図ることとし、とりあえず労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正によるもののほか下記により業務運営の効率化を進めることとしたので、今後の事務処理を通じて所期の実効を期すべく努められたい。

記

第1 適用業務

強制適用事業の範囲の拡大に伴い、適用業務については特に労災保険事務組合(以下「事務組合」という。)の一層の活用を図る必要があるので、事務組合に係る事務処理方法を以下のように整備することとする。

1 保険番号について

(1) 基幹番号の整備

委託事業に係る保険番号の取扱いは次表によることとし、従来の基幹番号を同表の区分により整備することにあつては、枝番号の最も多い基幹番号を当該事務組合の新基幹番号とすること。ただし、枝番号が1,000番以上となる場合は、1,000番以上の分については、さらに新基幹番号を付すること。

なお、業種別の委託事業場数及び労働者数のは握は、補303号報告において必要となるので、基幹番号を切り替える際、枝番号を業種別順に付する等の配慮を行なうこと。

(2) 基幹番号の切替え

既存の事務組合については、業務室から年度更新用として年度末に旧基幹番号ごとに「昭和42年度確定昭和43年度概算保険料報告書」が送付されるが、新取扱いへの切り替えは次により行なうこと。

イ 新取扱いにより消滅する旧基幹番号に係る保険料報告は、事業が廃止された場合と同様に扱い、昭和42年度確定保険料報告のみにとどめることとし、保険料報告書内訳による各

委託事業主ごとの精算による不足額又は過納額のそれぞれの合計額を報告すること。

- ロ 新基幹番号に係る保険料報告は、確定保険料については、旧取扱いによる当該基幹番号分のみの確定保険料を報告し、概算保険料については、新取扱いによつて消滅した前記イによる旧基幹番号分の概算保険料を含めて報告すること。

なお、この場合、印書された保険料率は、「別添内訳のとおり」と訂正すること。

- ハ 前記イにおいて各委託事業ごとの精算による過納額の合計額が不足額の合計額をこえる場合には、その差額は年度更新終了後、機様式第23号の処理をなした後、前記ロによる昭和43年度概算保険料全期もしくは1期分にエラー処理コード9を用いて充当処理すること。

- ニ 前記イにおいて不足額の合計額が過納額の合計額をこえる場合には、その差額を5月15日までに旧基幹番号によつて納付させること。

- ホ 前記ニによるほか、昭和43年4月1日以降旧基幹番号で処理するものは、次のとおりである。

(イ) 旧基幹番号に係る繰越及び組替保険料の納付

(ロ) 昭和43年3月31日以前に支給決定を行なつた保険給付の支払い

- ヘ 本取扱いによつて新保険番号に切り替つたものについては、機様式第88号による報告を作成し、本省業務室へ送付すること。

- ト 委託事業主が将来法第27条の規定の適用を受ける場合に備えるため、その可能性のある事業場については、旧基幹番号及び枝番号と新基幹番号及び枝番号との切り替表を局において作成し、3年間保存すること。

2 保険料の延納処理

- (1) 概算保険料に関しては、労働者災害補償保険法施行規則(以下「則」という。)の今次改正により、事務組合委託事業場についてその額に関係なくすべて延納が認められることとなつたが、これに伴い、年度更新に当つては、すべて3回延納として機械処理するものとする。ただし、1基幹番号に係る委託事業主全部が延納を希望しない場合等、特別な事情がある場合には、この限りでないこと。

- (2) 新取扱いにより延納を認める概算保険料は、保険料報告書内訳総括表(新様式)の合計欄(ヘ)の概算保険料額であるから、事務組合から報告された保険料報告書内訳総括表の合計欄における各期分保険料額と年度更新徴定仕訳書の各期分保険料とは必ずしも一致しないこと。(「報告書内訳」及び「総括表」の記載要領は従来と異ならないため、延納希望の有無及び端数計算の関係から一致しない。)

なお、1期分において事務組合からの納付額が(1)により処理した概算保険料を上回る場合は、順次第2、第3期分の収納分として機械処理すること。

3 年度中途における事務処理の委託および委託解除に係る事務処理

- (1) これについては、今後、委託届、又は委託解除届、及び保険関係成立届、又は任意加入申込書等の提出のみにとどめ、保険料の報告及び納付は、年度更新時において一括処理すること。ただし、この取扱いは、新規委託事業場について新たに基幹番号を付する必要がある場合には適用したいこと。

なお、この場合においても、委託解除事業場について年度中途に精算返還を要することとなつたときは、当該事業場のみの確定保険料報告書を提出させて精算手続をすること、ただし、この場合にはインプット業務は行たわなないこととし年度末において確定保険料を概算保険料と同額として他の委託事業場分とまとめて処理すること、

なお、上記の取扱いに伴い新たに委託する事業場の委託前の保険関係消滅にともなう精算返還金は、すべて返還処理すること。

- (2) (1)の事務処理にともない、年度中途に委託事業主から事務組合に交付された保険料等の取扱いについては、問題の生ずることのないよう事務組合に対して指導に努めるとともに、随時、監査を行なうよう配慮すること。

4 滞納保険料の督促に伴う事務処理

- (1) 業務室から督促状(基幹番号別、種別、期別)が発せられた場合は、各地方局にあつては直ちに事務組合あて組様式8による滞納事業場全部の報告を求め、これに基づき各委託事業場あての督促状を作成し事務組合あて発行すること。

したがって、本年度から年度更新時における納付状況報告書の作成、提出は必要でないこと。

- (2) 上記にかかる滞納保険料が、その後逐次納入された場合には、当該納入済事業場分を1ヶ月ごとにとりまとめ翌月10日までに組様式9により報告させ、地方局においては、上記組様式8を整理すること。

5 諸手続の一括

則第3条の3第1項の規定による保険関係成立についての届出、則第4条第1項の規定による任意加入の申込、則第46条の10の規定による委託についての届出及び則第46条の19第1項の規定による中小事業主の特別加入の申込が同一時期に行なわれる場合については、別添組様式15及び16によつて処理しても差しつかえないこと。

6 その他

- (1) 事務組合に関する適達様式について、様式番号を統一し、一部その名称および内容を次表のごとく変更する。
- (2) 保険料報告書内訳総括表の規模欄を、5人未満、5人～15人、16人以上の3区分とする。
- (3) 「労災保険業務統計報告」補303号報告の保険料欄は、42年度下期分報告より廃止する。

第2 徴収業務及び経理事務

適用の拡大、保険経済の推移等にかんがみ、徴収業務及び経理事務の一層の効率化を図る必要があるので、これに関する事務処理を以下のように整理することとした。

1 「保険料滞納処分並びに納入督促事蹟書」の廃止

「保険料滞納処分並びに納入督促事蹟書」については、滞納処分票と重複するので廃止することとする。

なお、旅行命令簿の「用務先」又は「備考」欄等に対象事業場の保険番号を記載し、かつ滞納処分票は少なくとも課長(又は補佐)までは添付して決裁をうけることとし、出張状況等の結果については、管理監督者は当該滞納処分票と前記旅行命令簿に記載された対象事業場との照合を適時適宜の方法によつて確認すること。

2 現金領収証書等に押なつする局名印の省略

現金領収証書、歳入歳出外現金領収証書及び納付受託証書(以下「現金領収証書等」という。)の各紙片についての局名印は、新規交付の分から省略することとする。ただし、物品管理官、分任物品管理官又は物品供用官は、徴収職員に現金領収証書等を交付するときは、当該現金領収証書等の記号、番号及び枚数の点検、確認を行なうこと。

3 現金領収証書の一連番号の廃止等

昭和25年12月28日付け基発第1029号通達によつて現金領収証書の右側上方欄外(現行の様式にあつては、左側上方欄外)に記載することとなつているの「No.」一連番号については、昭和

43年度以降は廃止することとする。

なお、管理監督者の残枚数の点検、確認の便宜に供するため、従来、各冊の上部から下部へ各片に付した連番号の印刷を、次回の印刷から、下部から上部への連番号に印刷することとする。

4 証券仕訳簿の取扱い

収入官吏が証券を受領したときは「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律実施ニ付取扱方」(大5. 12. 21大蔵省訓令第13号)によつて証券仕訳簿に整理することとなつているが、当分の間、現金領収証券の「備考」欄に当該証券の記号、番号及び振出人の氏名を記載することによつて証券仕訳簿への登載にかえることとする。

なお、上記の記載事項はついで、次回の印刷から書式を改正する予定である。

5 納入告知書に記載する歳入徴収官の官職及び官印の印影の印刷

納入告知書に記載することとなつている歳入徴収官の官職、氏名については、氏名を省略して官職のみを記載することとし、この官職及び歳入徴収官の官印の印影は、本省において一括して印刷することとする。

6 義肢等の購入等にかかる物品管理簿への登載の省略

義肢等の購入、支給等の事務取扱いについては、従来、物品管理法による物品管理簿への登載をするとともに、保険施設取扱規程(昭25. 10. 24基発第950号)の保険施設原票(様式第13号)によつて処理されてきたところであるが、この様式の一部を改正(様式中「検収年月日」、「購入年月日」、及び「交付年月日」欄の追加)することによつて、昭和43年度以降は物品管理簿への登載を省略することとする。

7 主任物品管理官の物品管理換の手續及び分任物品管理官の物品管理簿への記録の省略

労働基準監督署ににおいて使用する事務用消耗品、諸帳簿等印刷物(郵便切手類、現金領収証券、納付受託証券、歳入歳出外現金領収証券及び返納金領収証券を除く。)のうち管理換をとまなうものについては、昭和43年度以降、分任物品管理官備えつけの物品管理簿その他の帳票への記載を省略することとするため、検討中である。

第3 給付業務

最近における業務災害の発生状況、適用拡大に伴う給付件数の増加に伴い、給付業務についても各般の改善整備の必要性が高まつており、とりあえず、以下により、給付業務の取扱いを改めることとしたので、その適正な処理に努められたい。

1 療養補償給付の取扱い

(1) 診療費の支払い事務

指定医療機関に対する診療費の支払いについては、かねてその適正処理及び事務簡素化について検討を進めてきたところであるが、昭和43年度当初から診療費を都道府県労働基準局において一括審査のうえ指定医療機関に直接支払うこととする等、関係事務の処理方法を整備することとしたので、その処理に万全を期すること。なお、実施時期、実施手順、実施要領等については、別途指示するが、準備期間を要する局にあつては、あらかじめ具体的事情、見通し等を本省に具中すること。

(2) 給付記録票の記載省略

療養の費用及び長期療養者に関する療養の給付については、今後、給付記録票の記載を省略して差し支えないこと。

2 休業補償給付の受任者払い

(1) 保険給付の受任者払いについては、従来その対象事業場の範囲を限定してきたが(昭和23

年9月8日付基発第1326号、昭和27年8月20日付基発第611号)、今後、休業補償給付に限って、次の場合には、事業場の規模を限定せず受任者払いを行なつて差し支えないこと。

イ 当該労働者が事業主に対し休業補償給付の受領方を委任した場合

ロ 労働者から委任を受けた事業主がさらに口座を有する銀行等の金融機関に再委任した場合

ハ 当該労働者がその事業主の所属する事務組合に受領を委任した場合

ニ 労働者から委任を受けた事業主がさらに自己の所属する事務組合に再委任した場合

ホ 労働者又は事業主からハにより委任を受けた事務組合が、さらに口座を有する銀行等の金融機関に再委任した場合

(2) (1)により受任者払いを行なう場合にも、委任関係についてあらかじめ審査し、さらに不正受給防止のために随時点検を行なう等、問題のないよう慎重を期すること。

第4 業務の計画的運営

労災保険業務の効率的運営を図るにあつては、各般の業務改善と相まつて業務運営についての適切な計画の策定が必要であることはいうまでもない。これについては、本省と地方各局を通ずる業務全般の総合的計画的推進に資するため、本省においても種々検討を重ねているが、各局においても、実効性ある適切な計画策定に一属努力し、今後における地方局署の業務計画は、できる限り計画事項、計画の立て方等に関する別添要領によつて策定のうえ、これを本省あて報告されたい。

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法第25条(事業主からの費用徴収)の規定の取扱いについて

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。)が、本年4月1日から施行されたことに伴い、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)の一部が改正された(以下、改正後の法をそれぞれ「旧法」及び「新法」という。)ところであるが、新法第25条の規定による事業主からの費用徴収については、下記のとおり取り扱うこととし、昭和40年7月31日付け基発第906号及び昭和41年2月1日付け基発第98号のうち、旧法第30条の4に関する部分は、すべて本通達によることとしたので遺憾のないよう留意されたい。

なお、新法施行前に生じた災害に係る費用徴収については、整備法第26条第2項の規定により、従前の例によつて行なわれることとされているので、念のため申し添える。

記

1 第1項第1号関係

- (1) 本号の規定は、事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による概算保険料のうち一般保険料を、徴収法第26条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合(天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなかつたと認められる場合を除く。)に適用すること。

前記概算保険料について、徴収法第18条の規定による延納(以下「延納」という。)が認められている場合においては、事故発生の日の属する期について保険料が完納されておれば、その前期について保険料の滞納があつても、本号の規定は適用しないこと。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第71条の規定による事業主の代理人、労災保険の事務について代理権を授与されていると認められる者及び事業主の名において保険料の納付事務を行なう被用者が、保険料の納付を怠つた場合には、事業主が保険料を納付しないものとして取り扱うこと。

- (2) 前記(1)にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、本号の規定の適用を差し控えること。
- イ 事業主について、次の措置により保険料の納付を猶予している場合。ただし、当該猶予期間中に生じた事故に係る保険給付に限る。
- (イ) 国税通則法第46条の規定による納付の猶予(同条第3項の規定の例によるものを除く。)
- (ロ) 国税徴収法第151条の規定の例による換価の猶予(同条第3項第号の規定によるものを除く。)

(ハ) 国税徴収法の規定の例による滞納処分の停止

- ロ 事業主が、督促状の指定期限前に具体的計画を示して、指定期限から1ヵ月以内に保険料